

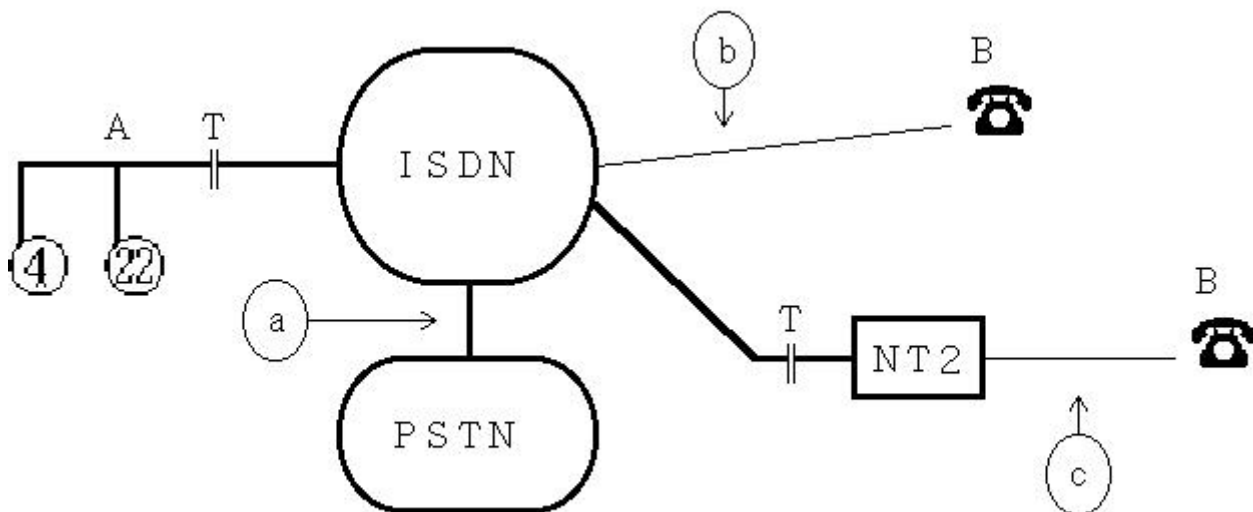
付録8 経過識別子の使用法

本付録では、本文4.5.2.3節のそれぞれの経過識別子の使用法の例を示します。

- (1) 経過内容#1は、網内または、呼が複数の網を通過する場合に、非ISDNとのインタワークが生じた時に通知します。
- (2) 経過内容#2は、着信ユーザがISDNではないことを通知します。
- (3) 経過内容#3は、発信ユーザがISDNではないことを通知します。
- (4) 経過内容#4は、一度ISDNを離れた呼が、非ISDN内における転送のために離れたところと同じ場所に戻ったことを通知します。この経過内容は、それ以前に、本レイヤ3仕様メッセージが経過内容#1“呼はエンド・エンドISDNでない”を転送している場合に使用されます。経過内容#1、#2及び#3の使用に関する例を以下に示します。

付図1に示すように、3つのインタワークの状態が生じます。

- (a) 他網とのインタワーク
- (b) ISDNに接続された非ISDNユーザとのインタワーク
- (c) 発信または着信ユーザの構内に接続された非ISDN端末とのインタワーク



付図1 相互接続が生じる部分

Aからの発信に関しては、以下のようになります。

- (a)の場合：経過内容#1がAに対して転送される
- (b)の場合：経過内容#2がAに対して転送される
- (c)の場合：経過内容#2がAに対して転送される（生成源＝私設網）

Aへの着信に関しては、以下のようになります。

- (a)の場合：経過内容#1がAに対して転送される
- (b)の場合：経過内容#3がAに対して転送される
- (c)の場合：経過内容#3がAに対して転送される（生成源＝私設網）

経過内容# 4の使用については、着信転送付加サービスの次のような手順の中で例示されます。

ユーザAからユーザBへの発呼が行われた場合、インタワークのケース(b)と(c) (付図1参照) で、インタワークが起こったことを示すため経過内容# 2がユーザAへ送られます。その後、呼がユーザBからユーザCへ転送されかつ、ユーザCがISDNユーザの場合、経過内容# 4がユーザAへ送られます。

経過内容# 8 “インバンド信号ないし適当なパターンが利用可能” の使用法については、本文の5章に記述されています。

相互接続bの形態は、ISDN交換機に接続されているアナログ加入者が対象となります。
INSネットでは、付図1のAからの発信に関して着信側がbの場合には、経過内容は# 2と# 8がAに対して転送されます。